

Robert Michael, *The Radicals and Nazi Germany, the Revolution in French Attitudes toward Foreign Policy 1933-1939* (University Press of America, Washington D.C., 1982), 141p.

渡 邊 和 行

書名（『急進派とナチ・ドイツ——外交政策に対するフランス人の態度の一巡 一九三三—一九三九——』から諒解されるように、本書は一九三〇年代のフランスの外交政策を論じた研究

書ではない。本書は外交政策の決定のレヴェルを対象とするのではなくて、その環境を構成するフランス人の外交意識や対外的態度を対象としている。本書に即して言うなら、フランスの急進派が一九三〇年代の外交問題にいかに対応したのかを分析することによって、本書は、フランス世論が錯綜し、複雑に分岐したさまを明らかにしたのである。つまり本書はコンパクト

ではあるが、外交と世論の関係を政治社会学的に分析した意欲的研究であると評価しうるのである。もっともここでいう世論とは、今日の世論調査の対象となる多数者の意見ではなくて、明確に表明された影響力ある少数者の意見という意識的世論のことである。

このような世論を分析の対象とする研究は、シャルル・ミコーの名著 (Charles A. Micaud, *The French Right and Nazi Germany 1933-1939, A Study of Public Opinion*, Duke U.P., 1943, rpt., 1964, 255p.) をもって嚆矢とするが、本書もミコーの名著から多くの示唆を得ていると思われる。それは本書が、ミコーの名著と主題と対象とする時期を同じくするのみならず、方法的にも、ミコーがフランス右翼になしたトリコトミー⁽¹⁾ trichotomie を、分析概念として借用しているからである。従って本書は、ミコーの名著の急進党版であると言うことができる。評者が本書をこのように形容しても、それは決して本書の価値を毀傷することにはならない。なぜなら、ミコーは、右翼の外交政策に対する態度を明らかにしたが、⁽²⁾ 著者は急進党を対象とすることによって、ミコーを凌駕し、フランス人の外交政策に対する態度を明らかにしたからである。つまり本書によって、ミコーのフランス右翼という半数のフランス国民の世論から、フランス人一般の対外認識へと、普遍化が可能になったのである。

。これを可能にしたのは、急進党が党内に、ピエール・コットのよう
に共産党に近い人物から、カイヨー、マルヴィイ、ロツシュといった右翼政
党に近い人物まで幅広く抱え、急進党がいればフランス政界の
小宇宙であった事実である。つまり急進党を分析の俎上にの
せたという着眼のユニークさが、平均的フランス人の対外認
識を解明させる具眼を著者に与えたのである。

従って本書の意義は、次の三点に要約されるであろう。初めに、これまでの外交研究が概して、政府ないし政党のトップ・リーダーの分析に偏った伝統的な外交史研究であったのに対して、本書はさらに踏みこんで、サブ・リーダーや政治的関心層の意見の分析へと、研究対象の拡大を図ったことである。本書が政治家だけではなく、ジャーナリストやミリタンにまで分析のメスを加えていることに、それは表われている。

次に、本書はフランスの「プティ・カルチャー」を代表する「かなめ政党」——急進党に分析視座を設定することで、これまでの研究史上の欠落を埋めるとともに、平均的フランス人の外交認識を浮かびあがらせ、研究の深化がなされたことである。急進党は、フランスの政党システムの中央に位置していたのみならず、フランスの政治文化の中軸的存在でもあったからである。第三共和政のフランスにおける急進派のこのような重要性については、贅言を要しないにもかかわらず、わが国はもとよ

りフランス本国においても、これまで十分に研究が進められてきたとは言いがたい。とくに戦間期の急進派を扱った研究書は、今日まで二つしかないのが実状である。一九六四年に出版された先駆的研究である、Peter J. Larnour, *The French Radical Party in the 1930's* (Stanford U.P., 1964), 327p. と、一九八〇年と八二年に刊行された二巻の浩瀚な通史、Serge Berstein, *Histoire du parti radical*, t. I, *La recherche de l'âge d'or 1919-1926* (F.N.S.P., Paris, 1980), 487p., t. II, *Crise du radicalisme 1926-1939* (F.N.S.P., Paris, 1982), 667p. の二著である。

ベルステンの通史は、今後、この研究を凌駕することは不可能と思われる内容を有しているが、やはり内政に重点を置いており、依然として、急進党の対外政策を論じた研究は皆無といつてよい状態であった。従つて、このような状態に終止符を打つた本書は、いわば濫觴の榮譽をもつ文献⁽³⁾と言いつるのである。もつとも比較的研究の進んでいる社会党を除けば、このような研究状況が一般的であった。かかる跛行的研究状況は、本書の出現によって幾分か克服されることであろう。

最後に、本書は一九三〇年代をクロノロジックに通観することによつて、従来、ミュンヘン会談とスペイン干渉政策に集中しがちであつたフランス外交研究⁽⁴⁾に、事件の展開とともに変化したフランス人の対外認識を把握させたことである。すなわ

ち、平和主義者とネオ平和主義者からなる宥和派と抵抗派への分裂と、その後の再編という左右両翼を横断する複雑な分岐が跡づけられたことである。この視点は、宥和現象を惹起した社会心理的側面を考察するうえで重要な点である。

それでは、以上のような意義を有する本書の章ごとの骨法を次節で紹介しよう。

二

本書は、次のような構成をとっている。

- 第一章 宥和と抵抗
- 第二章 ドイツとの親善——四国条約
- 第三章 イタリアとの親善——ローマ条約とストレーザ戦線
- 第四章 ソ連との親善——仏ソ条約
- 第五章 過渡期——エチオピア戦争
- 第六章 ラインラント再軍事化
- 第七章 スペイン内戦
- 第八章 独塊合併
- 第九章 チェコスロヴァキアの危機
- 第一〇章 ミュンヘン余波

第一章 イタリアの植民地要求

第二章 チェコスロヴァキアの最終的壊滅

第三章 ソ連と東欧への外交政策一九三九

第四章 結論

この章構成からさえ、フランスの安全を確保せんとする独・伊・ソ連への三五年までの様々な試みも水泡に帰し、三五年以後のフランス外交が事物の力に押し流され、漂流するさまを窺知することができるであろう。

第一章で著者は、問題意識を述べている。著者は、これまでの研究がフランス世論の多様性を無視し、R・レモンのように三五年を境に左右両翼がそれぞれの立場を交換したと単純化することや、G・デュプー、L・ボダンらのように急進党を宥和派と断定することを批判する。著者は、「政治スペクトルの小宇宙」である急進党のみが、三五年以後、外交をめぐって「三色旗のように三分」され、宥和派（平和主義者とネオ平和主義者）と抵抗派へと再編されたことを証明することから、フランス世論の複雑さを論証せんとするのである。なお諸タンダンスの基本的立場の相違は、平和派が戦争の恐怖を第一とし、ネオ平和派が共産主義の恐怖を第一とし、抵抗派が安全という国益を第一としたところに求められる。この相違は、対外的態度の差異と変転を説明する鍵である。

さてトリコトミーを分析の道具として、まず著者は、三五年までの外交事件への態度を物語る。この時期は、党内にコンセンサスがあつたときである。ヒトラー政権の誕生はフランス左翼に難題をもたらしたが、仏独接近が平和の礎石であることにコンセンサスがあり（この時期の右翼には、反ドイツのコンセンサスがあつた）、急進党はヨーロッパの現状を維持し平和に資するという条件で、四国条約に賛成した。しかし四国条約が平和の保証であるという考えは、ドイツの国際連盟脱退によって崩れ、フランスはイタリアとの同盟を志向するのである。その努力が、ローマ条約とストレーザ戦線として結実し、急進党三潮流はすべてこの政策を承認した。ところがネオ平和派も含め全潮流が、ドイツを抑止し平和を救うためには、仏・英・伊三国の連合だけでは不十分であると考えていた。つまりソ連を同盟にくみいれることに、コンセンサスが存在したのである。党内にはエリオという親ソ派の大御所がいたし、ドイツの再軍備宣言とストレーザ戦線という国際環境は、反共のネオ平和派をして仏ソ条約の支持に向かわせたのである。

しかるにこのようなイタリアとソ連をフランスの同盟国と考えるコンセンサスは、エチオピア戦争の勃発とともに失われた。急進党は国際連盟を支持する制裁派と、イタリアを支持する反制裁派に分岐したのである。制裁派には平和派と抵抗派が結集

し、反制裁派はネオ平和派からなりたっていた。ネオ平和派にとってイタリアは、フランスの最良の同盟国であったからである。かくてエチオピア戦争を契機として、党のコンセンサスは失われ、宥和派と抵抗派の二極構造が形成されつつあったのである。

ラインラント事件は、意見の布置状況の再編をもたらした。エチオピア戦争時には、抵抗派の陣営にあった平和派が、宥和派に転じたのである。ヨーロッパから僻遠のエチオピアにおける熱戦に対しては抵抗しえた平和派も、隣接するラインラントが戦争の火種となったとき転向したのである。このとき形成された新たな意見の形状が、今後三年間、続くのである。スペイン内戦が勃発したとき、平和主義宥和派とネオ平和主義宥和派は理由を異にするが中立と不干渉を支持し、少数の抵抗派のみが武器援助に賛成した。アンシユルス⁽⁵⁾のときは、宥和両派はドイツを非難したが、直接行動には躊躇した。チェコ危機の間に対応も同様であった。ネオ平和派はさらに反共姿勢を強め、東方でのドイツの行動を黙認した。平和派は戦争を阻止するためには、戦争の危険を引きうけねばならないジレンマの前で佇立した。抵抗派は交渉を否定はしないが、基本的な点で譲歩すべきではないと考えていた。

このような意見の分裂も、イタリアのフランス植民地割譲要

求とチェコの解体を経るなかから修復され、再び急進党内にコンセンサスが現われ始めたのである。まずイタリアの要求は、仏伊接近の提唱者であったネオ平和派の目を覚ませ、かれらの内に愛国的反応を惹起し、抵抗派と足並みをそろえさせた。ついでチェコの解体は、平和派をも抵抗の行動に駆りたてた。かくて急進派は、大戦前夜には強硬政策で一致をみたのである。しかしナチスという晦冥との闘いのなかで、再びコンセンサスが見失われ、一九四〇年六月以後、大戦終了まで、フランス世論は宥和派と抵抗派（対独協力とレジスタンス）に二分されるのである。

三

以上のように本書は、急進派の対外態度がドイツとの和解というコンセンサスから、分岐と再編を経て、ドイツとの対決というコンセンサスへ一巡したさまを、宥和と抵抗を軸に分析し、三五年以後の党内の意見の布置状況がフランス世論の小宇宙であることを博引旁証をもって論証したのである。一言、批判を加えれば、ネオ平和派のソ連に対する態度は、国内の共産党への態度と相関していることを明示すべきではなからうか。また

望蜀ではあるが、仏英関係やイギリス外交へのフランス人の態度についての言及が少ない点は、惜しまれる。とはいえ示唆に富む文献であることは間違いなく、この分野における基本文献の一冊となることであろう。わが国でも、この分野での研究の進展が望まれる。

- (1) ミコーは、ドイツとソ連に対するフランス右翼の態度に基づいて、伝統的ナショナリスト(親ソ反独)、条件付ナショナリスト(反独反ソ親伊)、諦観ナショナリスト Resigned Nationalists (親独反ソ) に三分した。
- (2) 右翼多数派の対外的態度は、伝統的ナショナリズム→ネオ平和主義→宥和主義→抵抗と宥和への流れとして捉えることができる。
- (3) 社会党の対外政策を論じた研究書として、Nathanael Greene, *Crisis and Decline* (New York, 1969), Richard Gombin, *Les socialistes et la guerre* (Paris, 1970), Michel Bilis, *Socialistes et pacifistes* (Paris, 1979) があつた。
- (4) 管見の限り、三〇年代のフランス外交を論じた邦語文献は次のとおりである。
 - (1) 植田隆子「東方ロカルノ案の形成一九三三—三四」『国際関係学研究』(津田塾大学) 四号、一九七七年。
 - (2) 奥田宏司「三国通貨協定(一九三六年九月二五日)に至る交渉経過」『経済論集』(大分大学) 第三三巻第一号、一九八一年。
 - (3) 齊藤孝「エティオピア戦争とラヴァル外交」『第二次世界大戦前史研究』(東京大学出版会) 一九六五年。
 - (4) 品川徹「レオン・ブルムと不干渉政策の決定」『法学会雑誌』(東京都立大学) 第二五巻第一号、一九八四年。
 - (5) 杉江栄一「フランス人民戦線とその外交」『国際政治』三五号、一九六八年。
 - (6) 濱口學「両大戦間期フランスの外交指導——不安定の中の安定——」『社会科学紀要』(東大教養部) 一九七〇—七一年。
 - (7) 平井友義「一九三五年・仏ソ同盟条約の成立をめぐる一考察」『国際法外交雑誌』第七〇巻第二号、一九七一年。
 - (8) 平瀬徹也「ブルム内閣とスペイン内乱」小林桂一編『フランス第三共和政の研究』(有信堂) 一九六六年。
 - (9) 平瀬徹也「不干渉政策の成立について」『史論』(東京女子大学) 第二四集、一九七二年。
 - (10) 平瀬徹也「フランス社会党とミュンヘンの宥和」『社会思想』第一巻第一号、一九七一年。
 - (11) 山極潔「フランスの外交——バルトウー外交からラヴァル外交への転換を中心に——」『国際政治』一九五八年。
 - (12) 横田綾子「国際通貨協定の本質をめぐって」『経済論叢』(京都大学) 第二二〇巻第一・二号、一九七七年。
 - (13) 渡邊和行「不干渉政策の決定過程(1)(2)」『香川法学』(香川大学) 第三巻第一号、第二号、一九八三年。
 - (14) 渡邊和行「不干渉とフランス世論一九三六——左翼政治集団の意見の形状——」『香川法学』第四巻第一号、一九八四年。
 - (15) 渡邊和行「続不干渉とフランス世論一九三六——右翼政治集団の意見の形状——」『香川法学』第四巻第二号、一九八四年。
 - (16) 渡邊啓貴「ダラディエ政権下のフランス外交」『国際政

治』七二号、一九八二年。

(17) 渡邊啓貴「一九三八年二月六日 仏独声明」、『法学研究』（慶応大学）第五五巻第八号、一九八二年。

(5) 一九三八年一〇月にフランスで実施されたギャラップ世論調査の結果を掲げておこう。

(1) あなたはミュンヘン協定を認めますか。

はい 五七%、いいえ 三三%、意見なし 六%。

(2) あなたは英仏はヒトラーのさらなる要求に抵抗すべきと考えていますか。

はい 七〇%、いいえ 一七%。

(3) あなたはドイツは植民地を与えられるべきだと思いますか。

はい 五九%、いいえ 三三%、意見なし 八%。 *Gallup*

International Public Opinion Polls, vol. 2 France 1944-1975 (London, 1977), pp. 1-3. なおこの資料は Anthony

Adanthwaite, *The Lost Peace, International Relations in Europe 1918-1939* (London, 1980), pp. 217-219. に収録

されている。